

令和8年度 沼田町監査計画

沼田町監査基準に基づき、令和8年度に実施する監査計画を次のとおり定める。

令和8年4月1日

沼田町監査委員 高田 勲
沼田町監査委員 長野 時敏

第1 基本方針

公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査を実施し、もって、町行財政運営における適法性、効率性、妥当性の確保を期するものとする。

また、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、実施するものとする。

第2 監査の実施

監査の種類・対象・期間などは以下のとおりとする。なお、各監査の実施計画は別途協議の上決定する。

(1) 財務監査（地方自治法以下「法」という。）第199条第1項）

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

ア 定期監査（法第199条第4項）

年間1回以上期日を決めて実施する。（全課）

○実施時期 2月上旬

イ 随時監査（法第199条第5項）

監査委員が特に必要と認めたとき、定期監査に準じて実施する。

(2) 行政監査（法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。

○定期監査、随時監査、例月出納検査の際に補完的監査として実施する。

(3) 財政援助団体監査（法第199条第7項）

団体の運営若しくは、育成助長等のための補助金、交付金を支出している団体に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査する。

ア 補助金等支出団体

監査委員が必要があると認めるとき又は町長の要求があるときは、財政援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該財政援助にかかるものを監査する。

イ 公の施設の指定管理監査

指定管理者及び所管課による指定管理選定事務、指定管理者の会計事務、施設管理及び管理内容について実施する。【別紙1：年次計画表】

対象施設	実施時期
デイサービスセンター 観光情報プラザ 駅前多目的広場 農産物共同利用予冷施設 米穀低温貯留乾燥調製施設 高品質堆肥製造施設 農産加工場 旭町コミュニティセンター 共成地区コミュニティセンター 東予地区コミュニティセンター	9月下旬

※実施時期は、指定管理者等の都合により変更することがある。

(4) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

○対象

- ・一般会計
- ・特別会計（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・高齢者グループホーム・介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療）
- ・水道事業会計
- ・下水道事業会計

○実施時期 毎月末日までに実施する。（条例第5条）

（実施月の前月に決定する。）

(5) 決算審査（法第233条第2項及び公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

○対象

一般会計・特別会計（6会計）・水道事業会計・下水道事業会計の令和7年度決算

○実施時期 7月下旬～8月中旬

※町長等へ報告し、町長より町議会第3回定例会において認定に付す。

(6) 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適性かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

○実施時期 決算審査に併せて行う。

(7) 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施する。

○実施時期 決算審査に併せて行う。

第3 監査等の実施体制

監査委員及び事務局職員により関係課等からの調書及び関係帳簿等の徴取により、監査委員により書面検査及び説明聴取を行い、必要に応じ実地検査を行う。

